

【阪南市地域まちづくり協議会条例(案)のパブリックコメントの結果及び市の考え方】

No.	タイトル	意見要旨	市の考え方	対応
1	市民の定義	自治基本条例に規定する「市民」の定義には「在勤、在学、事業所を置く事業者、市内で活動する団体」とあるが、阪南市以外に住民票を持つ人を市民とする定義に疑問がある。	より良い阪南市にしていいため、市内の住民や事業者のみに限らず、市外においても本市のまちづくりに携わっていただいている個人や事業者など、多様な方たちの力をお借りし、まちづくりを進めていいため、市民の定義を広範にしています。	左記のとおり対応しますので、記載は原案どおりいたします。
2	市政への提案力低下	現在は、個人、自治会員、市民活動団体等の会員として、市政に意見を提案できる状況。 新たに地域まちづくり協議会を設置することにより、提案を集約する過程が加わることは、市民の市政への提案力が低下することにつながると思う。 よって、地域まちづくり協議会は必要なく条例の策定も必要ないと思う。	地域まちづくり協議会が設置された場合においても、個人、自治会員、市民活動団体等の会員など、個々の属性として市政への提案を阻むものではありません。 また、地域まちづくり協議会は、地域全体の意見を示す新たな組織としても機能していくと考えられるため、その枠組みとなる地域まちづくり協議会条例の制定も必要と考えます。	左記のとおり対応しますので、記載は原案どおりいたします。
3	第2条 定義	「協働」の定義は、自治基本条例中の「協働」の定義と異なっているが、共創の考え方も含むと規定されていることに賛成する。 自治基本条例は市が定める最高規範ですが、自治基本条例に相違する規定を一切認めないと思うのは正しいとは言えないと思う。	定義に共創の説明を加えましたが、改めて自治基本条例との整合性や自治基本条例推進委員会での議論等を踏まえ検討を行った結果、多様な定義より、統一的な定義の方が分かりやすく浸透しやすいと考えます。	「(5)協働 互いの特性を～行動することを行う。なお、新しい価値や事業等の創造・構築段階から協働で取り組む共創の考え方も含む。」を 「(5)協働 互いの特性を～行動することを行う。」に、その記載内容を改めます。
4	第4条 認定	認定では「まちづくり協議会を設立しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出して市長の認定を受けなければならない」という文言を追記した方が良いと思う。規則を読めば分かると思うものの、一般的に規則まで読む人はいないと思う。	読んだ方に条例を理解いただくことが重要だと考えています。 ご意見にあるように、協議会主体による視点を追記することで、より理解が進むと考えます。	「3 第1項に規定する認定に関する手続は、市長が別に定める」を 「3 協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定める書類を添えて申請書を市長に提出するものとする。」に、その記載内容を改めます。
5	第4条 認定	認定という用語は行政法の用語として定着していないのではないかと。本条例で用いられているのは、行政法の用語としては認可と同じ意味を持つものとして使われていると思う。よって、認定ではなく認可を使用すべきではと考える。もし、認定の用語を使用するのであれば、用語の定義で定めて置くことが必要ではないかと考える。	“認可”は「法律上の行為が公の機関の同意を得なければ有効に成立させることができない場合、その効力を完成させるため、公の機関の与える同意。」 “認定”は「公の権限をもってある事実又は法律関係の存否を確認すること。」 と解釈しており、本条例における趣旨として、特定の基準を満たしたという事実を確認する行為である“認定”が適切であると考えます。 また、“認定”は解釈として多様な側面を有している語句ではないことから、改めての定義は不要であると考えます。	左記のとおり対応しますので、記載は原案どおりいたします。
6	第5条 活動	第5条の活動では、第1項の内容は条文を読めばイメージできますが、第2項、3項では読んでも具体的に内容をイメージすることが難しいと思うので、もう少し具体的に記載した方が良いのでは。	ご意見にあるようにイメージしやすいよう言葉を追記することで、より理解が進むと考えます。	「2 協議会は、活動について、地域の市民との…」を 「2 協議会は、前項に規定する活動について、地域の市民との…」に 「3 協議会は、…それぞれの活動内容を理解し…」を 「3 協議会は、…協議会構成員の活動内容を理解し…」に、その記載内容を改めます。

7	第9条 委任	第9条の見出しが(委任)となっているが、(規則への委任)とした方が分かりやすいのでは。	見出しは、その条項の詳細ではなく要約を示しております。今回原案で示しております“委任”という語句も、その条項に規定している内容を踏まえ要約した形で表記できていると考えます。	左記のとおり対応しますので、記載は原案どおりいたします。
8	協議会の必要性	単独で生き残るか、近隣と一緒にいるかという自治会側に二者択一を示すものだと思う。今後、地域づくりをどうするかを議論することは重要と考えるが、地域づくりのグランドデザインを包括的に捉えた計画を作ることが先ではないか。将来その地域をどうしていくか、明確な絵がかけないで地域まちづくり協議会ができて屋上屋を重ねるだけになるのでは。	地域まちづくり協議会は、これまでの組織ごとの取組ではなく、組織同士が話し合いを行い、みんなで一緒に活動を行うなど、各組織の活発な意見交換により取組が生み出される新しいまちづくりの仕組みです。この仕組みが、各組織の公式な意見交換の場となり、現状や課題の把握、取組の実施の可否に至るまで、地域全体の意見として取扱い、自分たちで考えた自分たちのしたいまちづくりを行うことができます。	左記のとおり対応しますので、記載は原案どおりいたします。
9	協議会の必要性	地域内の人数が減ってきている。また、自治会員数も減少している中で、まちづくり協議会条例を全体に広げられても困難である。もっと具体的な内容が欲しい。もっと市民の声を聞いてからでもまちづくり協議会条例は遅くないと思う。まちづくり協議会においてもお金が必要となるので、お金の工面が出来てからでの条例で良いのでは。	市としても地域まちづくり協議会が最大限の力を発揮できるよう柔軟な支援の仕組みを考えてまいります。	